

愛媛県社会保険労務士会会員各位



鳥取県社会保険労務士会より下記、ご連絡がありましたので、お知らせいたします。

愛媛県社会保険労務士会事務局

平成27年7月27日

鳥取県社会保険労務士会
会員各位

鳥取県社会保険労務士会
会長 山田 晴夫
(公印省略)

補佐人研修会開催の実施について（ご案内）

向暑の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先の第8次社会保険労務士法改正により、社会保険労務士が補佐人として裁判所手続に参加できる事となりました。裁判所における陳述権は、社会保険労務士の永年の悲願であり、ようやく勝ち取った権利であります。補佐人はあっせん代理人とは異なり、特定付記でない会員も業として行うことができます。

裁判所手続において弁護士代理人と協働し、業務拡大の機会にしていただくため、下記の通り研修会を計画いたしました。万障お繰り合わせの上、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

準備の都合上、8月12日までにメールかFAXでお申し込み下さい。なお、定員(50名)に達し次第〆切とさせていただきますので、お早めのお申し込みをお願いいたします。

記

1. 日 時 平成27年9月12日（土） 午前9時30分～午後5時

2. 場 所 倉吉セントパレス

（鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2 宴会棟2F 電話 0858-26-2323）

3. 講 師 石嵩・山中総合法律事務所 弁護士 吉野 公浩 氏

弁護士 江畠 健彦 氏

弁護士 横山 直樹 氏

4. 内 容

①午前 講義 「補佐人制度について（仮）」

補佐人としてできること、できないことを整理し、社会保険労務士が弁護士と協働するイメージを掴んでいただきます。

②午後 ロールプレイング

社会保険、労働保険の知識・経験が和解に影響する労働審判事例をとりあげ、裁・労・使にわかつてロールプレイングを行います。

5. 参加費用 一人 5,000円（資料代込み）

鳥取会の「補佐人研修会」9月12日(土)に参加します。

支部 氏名

FAX 089-923-1133(9月3日・木まで)